

Fitness Industry Association NEWS

2026年（令和8年）6月15日

発行：一般社団法人 日本フィットネス産業協会
Tel.03-5207-6107 Fax.03-5207-6108
E-mail:info@fia.or.jp
https://fia.or.jp/



CONTENTS 目次

巻頭トピックス

パーソナル指導中の 事故再発防止に向けた取り組み ～消費者庁による概要報告を受けて～	2
--	---

Information FIAからのお知らせ

SPORTEC2026のお知らせ	11
------------------	----

フィットネスクラブマネジメントコーナー

トピックス

■「FCM合格すると得する7つ」紹介シリーズ ■「(FCMテキスト)既に持っている」からこそ Vol.4が必要になる5つの理由 シリーズ トピックス	12
---	----

第214回FIA理事会報告	15
---------------	----

Health&Fitness Association グローバルレポート

ウェルネスとリカバリーのメリット(前編)	21
----------------------	----

ダイジェスト版

業界関連ニュースをイッキ読み(2026年5月の報道記事より)	25
--------------------------------	----

パーソナル指導中の 事故再発防止に向けた取り組み ～消費者庁による概要報告を受けて～

この度消費者庁より消費者事故等調査報告として、
パーソナル指導中の事故について詳細な概要が公表されました。
既に報告内容について目を通された関係事業者も多いと思いますが、
報道でも広く取り上げられており、多くの消費者がこの問題について知るところとなっています。
報告内容は単なる発生状況の概要にとどまらず、
再発の防止への対応並びに、発生した場合の報告の行動を起こすよう、
関係事業者及び関係団体に要請されています。
具体的には消費者庁から各省庁に対して、所管する業界団体に要請する流れとなっており、
フィットネス事業者を管轄する経済産業省の大臣あてにも意見が伝えられています。
今号では、その内容について紹介したいと思います。

消費者庁より 経済産業大臣への意見

(1) 安全を確保する仕組み創設等の 促進

経済産業省は、業界団体に対し、パーソナルトレーニングにおける事故の防止又は被害の軽減を目的とした、以下を中心とする仕組みの創設・運用を促すこと。

- ① トレーナーに共通して求められる知識・技術・経験
- ② トレーナーの確認漏れ、危険性の過小評価等ヒューマンエラーを防止するための手順等
- ③ 消費者が申告・中止等の行動を行い

やすくするための環境作りの手順等

- ④ (①から③を踏まえた) トレーナーの育成・管理

- ⑤ 事業者横断的な事故情報の収集

(2) 事故の防止方法等の周知

経済産業省は、業界団体及び関係事業者に対し、パーソナルトレーニングにおける事故の防止又は被害の軽減を目的とした、生命身体被害の相談内容、事故の防止方法等について周知すること。

この意見を受けた経済産業省より、国が認める関連業界団体であるFIAに対して実際の行動を促すよう、省舎

において正式に要請を受けました。

求められる行動の主となるポイントとして、以下の二点について加盟企業各社に対して周知することでまずは合意を得るに至っています。

- ① 消費者庁発表の報告書の確認と事故発生防止のための各社ガイドラインの確認・整備
- ② 事故が生じた場合の発生状況・報告による情報集約

この2点に関する具体的な行動についてまとめましたので、内容を確認の上、対応いただくようお願いします。

令和8年5月27日

消費者事故等調査報告書 パーソナルトレーニングにおける事故【概要】

【消費者安全調査委員会】

1 調査の目的

2022 年4月に独立行政法人国民生活センターがパーソナル筋力トレーニング（トレーナーから1対1で指導を受ける筋力トレーニング）について注意喚起を行っている。寄せられた相談において、相談者の4人に1人は1か月以上の治療を要しているとのことであった。

消費者安全調査委員会が確認したところ、「パーソナルトレーニング」などと呼ばれるサービスが広く利用されており、高齢者を含む幅広い年代の消費者に骨折等のケガが生じていた（事故事例1、2は調査で確認された事例である。）。サービスの内容、安全基準等が不明確であり調査を行うこととした。

【事故事例1】60歳代

スポーツジムでマンツーマントレーニングを頼み、バーベルを持ってスクワットをしていたら腰椎を圧迫骨折した（治療期間1か月以上）。

【事故事例2】30歳代

パーソナルジムでトレーニング中、かかとを上下する運動をした際に、ふくらはぎに違和感を覚え、トレーナーに伝えたのに、頑張るよう言われたので続けたら、右下腿三頭筋損傷と診断された（治療期間1か月以上）。

2 認定した事実

（1）事故情報

近年、パーソナルトレーニングにおける事故が増加傾向にある。2019年1月から2025年12月までの7年間で、事故情報データベース（以下「事故DB」という。）に登録されたパーソナルトレーニングにおける事故は196件であった。2022年以降、毎年30件以上の事故が登録されており、2025年に登録された事故は44件であった。

事故DBには20歳代から80歳以上の各年代における消費者の事故が登録されており、傷病の程度として、治療に1か月以上を要する傷病が最も多かった（196件中81件、41%、図1）。ケガの部位は腰・股関節（59件、30%）、膝・足（下半身）（44件、22%）の順に多かった（図2）。

消費者が「限界です」「やりたくない」「無理」などとトレーナーに伝えたと、トレーナーから「ここを乗り越えないといけない」「大丈夫」などと言われ、勧められた運動を行いケガに至った事故もあった。消費者が違和感や負荷の高さ等を申告できないまま、ケガに至った事故も発生していると考えられる。

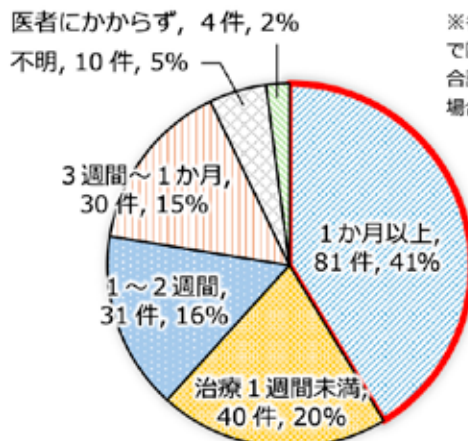


図1 傷病の程度（n=196）

※各構成比は小数第1位で四捨五入しているため、合計が100%にならない場合がある。

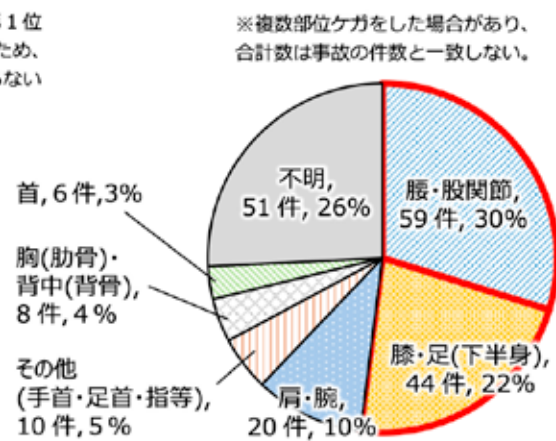


図2 ケガの部位（n=196）

※複数部位ケガをした場合があり、合計数は事故の件数と一致しない。

(2) サービスの概要

パーソナルトレーニングは、1990年代には既に日本に存在していたと考えられるが、近年、一般消費者向けサービスとして普及し、市場が拡大した。現在、数百万人規模の消費者が利用している可能性が考えられる。トレーナーの数は推定も困難であった。サービスの概要は以下のとおりである。

主たる内容	消費者が、自らの目的や身体状況に応じた運動を実施することを内容とし、サービス提供者から、運動内容の提案、実施時の説明や補助、器具の貸与等を受ける。
利用者	10歳代から80歳以上までの利用が確認された。性別を問わない。
利用目的	ダイエット、健康維持、健康増進（体力をつけたい）、筋力アップ（特定の筋肉）、現在行っているスポーツのため、リハビリ等。
提供者	現行法令上、パーソナルトレーニングを提供するために特定の国家資格を要するものではない。実態として、何らかの日本の国家資格を有している者、日本の民間資格を有している者、海外の民間資格を有している者、資格を有していない者などが提供している。
提供場所	フィットネスクラブ、トレーニングジム、マンションの一室、利用者自宅（訪問・オンライン）、健康増進施設等。
提供形態	基本的にトレーナーと消費者とが1対1であるが、1対複数の場合もある。
契約期間等	1回だけの契約、結果として十年以上と長期にわたる契約などがある。契約当初から、数か月通うことを前提とした数十万円の契約が締結される場合もある。

(3) サービスの実態（アンケート調査）

パーソナルトレーニングの実態を把握するため、トレーナー及び消費者に対しアンケートを実施した。アンケート結果の一部は以下のとおりである（詳細は報告書添付資料6-1及び6-2を参照。）。

トレーナー（582名）の回答

パーソナルトレーニングに関する業務フロー（カウンセリングや日常管理などの全体業務）がない		128名	22%
資格取得時やその後の研修会等において、トレーニングに関わる安全管理について学んでいない		56名	10%
パーソナルトレーニングを行う際、後で振り返ると少し負荷をかけすぎたと思ったことが	頻繁にある	9名	2%
	たまにある	247名	42%
高齢者や基礎疾患を有する顧客を担当していない		13名	2%

消費者（1,336名）の回答

パーソナルトレーニングを始める直前半年以内の運動歴がない		277名	21%
パーソナルトレーナーからの動作や負荷の指示が無理だと感じたことが	頻繁にある	61名	5%
	たまにある	367名	27%

消費者（パーソナルトレーナーからの動作や負荷の指示が無理だと感じた428名）の回答

がまんしてトレーニングを続けた	70名	16%
-----------------	-----	-----

（４）関連する制度等

経済産業省が策定した「ヘルスケアサービスガイドライン等のあり方」、これを踏まえた一般社団法人日本フィットネス産業協会（ＦＩＡ）が策定した「ＦＩＡ加盟企業施設認定制度」、厚生労働省が策定した「健康づくりのための身体活動・運動ガイド 2023」、スポーツ庁が策定した「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン（試行版）」などがある。

しかし、いずれもパーソナルトレーニングにおける事故の防止を主眼として策定されたものではない。

フィットネスに関連する民間団体及び資格は多数存在し、健康運動指導士などの、安全で効果的な運動プログラム作成等を担う資格を認定している団体も存在する。一般社団法人日本フィットネス産業協会（ＦＩＡ）、運動指導者団体連絡協議会などの、複数の事業者や資格認定団体によって構成される業界団体も存在する。

しかし、多様な消費者に対して安全にパーソナルトレーニングを提供するために最低限求められる知識・技術・経験やノウハウ等についての考え方が、事業者横断的に標準化されているわけではない。

３ 原因

（１）事故の直接的な発生原因

本調査において、「パーソナルトレーニング」を、「個人の健康状態や運動能力等に応じ、トレーナーが運動プログラムを定め、その指導の下、消費者が運動を実施することを内容とするサービス」と定義する。

調査の結果から、運動種目・回数・負荷・フォームなどが適切でない運動が実施されたことを直接的な原因として、事故が発生していると考えられる。

（２）事故の発生メカニズム

安全が確保されるパーソナルトレーニングの流れは以下のとおりと考えられる（図３）。

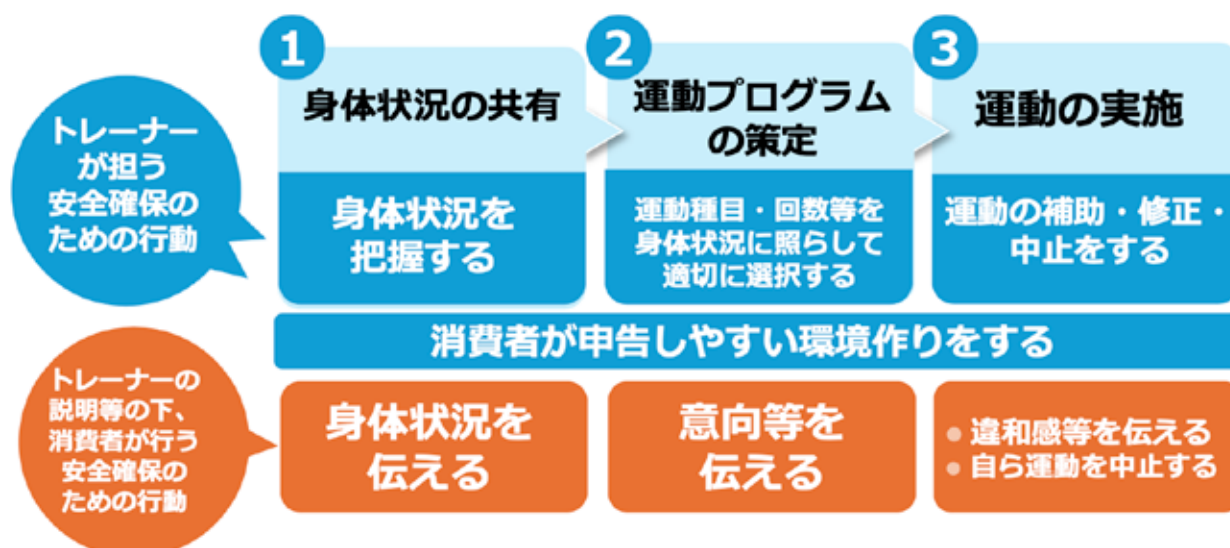


図３ 安全が確保されるパーソナルトレーニングの流れ

パーソナルトレーニングの各プロセス（①身体状況の共有、②運動プログラムの策定、③運動の実施）のいずれかにおいて、安全確保のための行動が十分に行われなかったために、運動種目・回数・負荷・フォームなどが適切でない運動が実施された結果として、事故が発生していると考えられる（図4）。

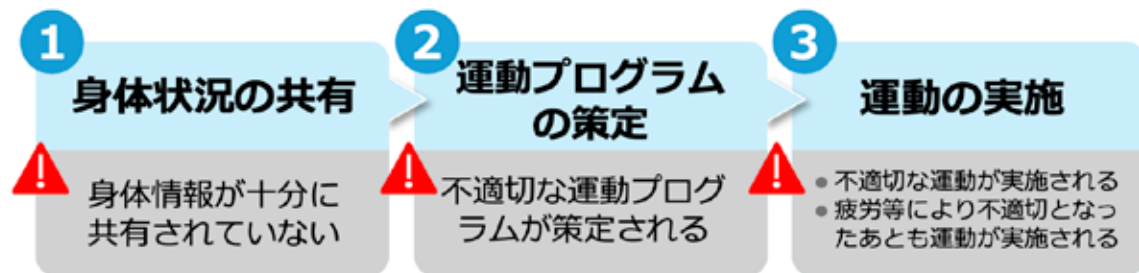


図4 プロセスに照らした事故の発生メカニズム

安全確保のための行動が十分に行われない要因は以下のとおりと考えられる（図5）。

a トレーナーの知識・技術・経験不足

目的やリスク、運動経験が多様な対象に対し、個別に適切な運動種目・回数を策定することや、不適切さを察知して運動を修正又は中止すること等に関する知識・技術・経験が整理・共有されていない

b トレーナーの確認漏れ、危険性の過小評価等ヒューマンエラー

確認漏れ、危険性の過小評価等のヒューマンエラーを前提とした手順等が整理・共有されていない

c 消費者が申告・中止等の行動を行いにくい環境

遠慮、気分の高揚等、サービスの構造による心理的な影響等を前提とした、トレーナーによる、消費者が申告・中止等の行動を行いやすくするための環境作りの手順等が整理・共有されていない

図5 安全確保のための行動が十分に行われない要因

（3）パーソナルトレーニングを取り巻く状況の変遷

パーソナルトレーニングを取り巻く状況は以下のとおりであり、現在、安全確保に関する知識等について、事業者や資格認定団体の枠を超えた整理・共有が十分に行われていない（図6）。

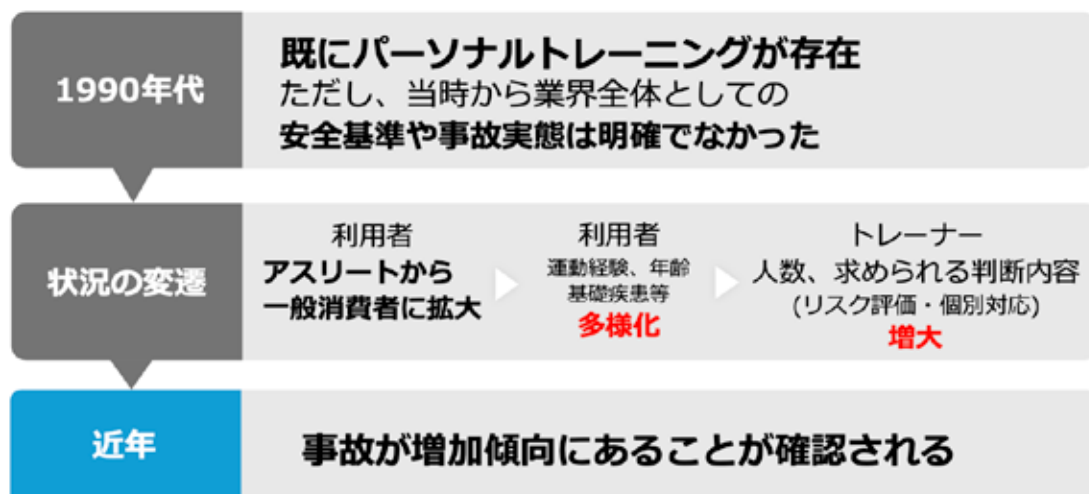


図6 パーソナルトレーニングを取り巻く状況の変遷

(4) 事故原因の総括

パーソナルトレーニングにおける事故の主たる原因は、目的やリスクの異なる消費者や運動経験の乏しい消費者がいることを前提とした、最低限の安全を確保するために必要となる、以下の4点が、事業者及び資格認定団体の枠を超えて十分に整理されていないこと、これらが共有されていないことと考えられる。

- 1 トレーナーにおける、目的やリスク、運動経験が多様な対象に対し、個別に適切な運動種目・回数を策定することや、不適切さを察知して運動を修正又は中止すること等に関する知識・技術・経験
- 2 トレーナーの確認漏れ、危険性の過小評価等ヒューマンエラーを防止するための手順等
- 3 遠慮、気分の高揚等、サービスの構造による心理的な影響等を前提とした、トレーナーによる消費者が申告・中止等の行動を行いやすくするための環境作りの手順等
- 4 パーソナルトレーニング事業の運営者¹における、1から3を踏まえたトレーナーの育成・管理

4 再発防止策

(1) 安全確保に向けた仕組みの創設

①トレーナー向け基準の策定

事故を防止するためには、トレーナーによる、消費者の身体状況の適切な把握、身体状況に合わせた適切な運動プログラムの策定、運動実施中の観察に基づく適切な補助・修正・中止をすることが重要である。

これらを適切に行うために、以下の各項目についての知見を体系化した基準の策定が必要と考える。

- a トレーナーに共通して求められる知識・技術・経験
- b トレーナーの確認漏れ、危険性の過小評価等ヒューマンエラーを防止するための手順等
- c 消費者が申告・中止等の行動を行いやすくするための環境作りの手順等

この基準を策定する主体については、パーソナルトレーニングと呼ばれる多様に変容を続けるサービスの実態に接し、必要な知識・技術・経験等について知見を有しているとみられる複数の業界団体が既に存在することに鑑み、まずは当該団体において知見を体系化する作業を進めることが、最も適切と考える。

②トレーナーの育成・管理の見直し・普及

①で策定された基準を踏まえた、サービスを適切に提供するための実践的な指導・教育等、トレーナーの育成・管理についての見直し・普及等も必要と考える。

③事業者横断的な事故情報の収集

各トレーナーの知見を深め、かつ①の基準を常時改定するために、事業者横断的に事故情報を収集・分析し、その結果を再発防止策に反映させることが必要と考える。

¹ パーソナルトレーニングに関する指導又は支援を内容とするサービスを提供する事業者をいう。トレーナーが当該事業の運営を兼ねる場合を含む。

(2) トレーナー側が直ちに行うべき対応の周知

消費者から不安、違和感等の訴えがあった場合、トレーナーは安全を最優先とした対応を行う必要がある。サービスの初回から数回目においては、十分な説明を行い、低い強度の運動から始め、正しいフォームの習得や負荷に慣れることを目的とした指導・助言等が必要と考える。

(3) 消費者に対する情報提供

以下のような情報を消費者に提供することも有用と考える。

- ・無理のない低めの負荷から始める、継続して行う運動が、長期的に見ると安全で効果的であること
- ・トレーナーが常に消費者の全てを知ることはできないため、過去のケガや骨折等、気になることを、いつでもトレーナーに伝えることが、あなた（消費者）のためでありトレーナーのためでもあること
- ・声を出せないときもあり、何かを伝えたいときの合図などをトレーナーと確認しておくこと
- ・不安や痛みを感じたら、いったんその運動を止めること

I

安全確保に 向けた仕組み の創設

1 トレーナー向け基準の策定

- a トレーナーに共通して求められる知識・技術・経験
- b 確認漏れ、危険性の過小評価等ヒューマンエラーを防止するための手順等
- c 消費者が申告・中止等の行動を行いやすくするための環境作りの手順等

2 トレーナーの育成・管理の見直し・普及

3 事業者横断的な事故情報の収集

II

トレーナー側が 直ちに行うべき 対応の周知

1 消費者の申告があった場合の適切な対応

不安、違和感等の訴えがあった場合、安全を最優先とした対応

2 トレーニング初期段階における慎重な対応

初回から数回目は、十分な説明、低い強度の運動から始め、正しいフォームの習得や負荷に慣れることを目的とした指導・助言等

III

消費者に対する 情報提供

- 1 無理のない低めの負荷から始める、継続して行う運動が、長期的にみると安全で効果的であること
- 2 気になることを伝えること（過去のケガや骨折、いつもと違うこと）
- 3 疲労や痛みの伝え方を確認すること
- 4 不安が残る運動はいったん止めること

図7 再発防止策²

² 知識・技術・経験の一例として、解剖学・生理学・バイオメカニクス（骨格・筋肉・力学）、加齢や性差による身体機能の変化に関する基礎的知識、運動種目を実演する技術、これら知識・技術を有する者の監督の下、個々の身体状況に応じた運動指導を行い、必要に応じて変更や中止の判断を行った経験が挙げられる。

消費者の身体状況の一例として、当日の体調や運動歴等が挙げられる。

5 意見

経済産業大臣への意見

(1) 安全を確保する仕組み創設等の促進

経済産業省は、業界団体に対し、パーソナルトレーニングにおける事故の防止又は被害の軽減を目的とした、以下を中心とする仕組みの創設・運用を促すこと。

- ① トレーナーに共通して求められる知識・技術・経験
- ② トレーナーの確認漏れ、危険性の過小評価等ヒューマンエラーを防止するための手順等
- ③ 消費者が申告・中止等の行動を行いやすくするための環境作りの手順等
- ④ (①から③を踏まえた) トレーナーの育成・管理
- ⑤ 事業者横断的な事故情報の収集

(2) 事故の防止方法等の周知

経済産業省は、業界団体及び関係事業者に対し、パーソナルトレーニングにおける事故の防止又は被害の軽減を目的とした、生命身体被害の相談内容、事故の防止方法等について周知すること。

文部科学大臣への意見

文部科学省は、スポーツ関係団体と協力し、パーソナルトレーニングに関係する者に対し、パーソナルトレーニングにおける事故の防止又は被害の軽減を目的とした、生命身体被害の相談内容、事故の防止方法等について周知すること。

厚生労働大臣への意見

厚生労働省は、健康づくりに関連する団体と協力し、パーソナルトレーニングに関係する者に対し、パーソナルトレーニングにおける事故の防止又は被害の軽減を目的とした、生命身体被害の相談内容、事故の防止方法等について周知すること。

消費者庁長官への意見

消費者庁は、消費者に対し、パーソナルトレーニングにおける事故の防止又は被害の軽減に資する情報を提供すること。

■消費者庁事故概要報告の確認

経済産業省からの要請を踏まえ、今後のFIAとしての現段階での対応については以下の点について、すべてのFIA正会員企業各社に対応いただくことを要請いたします。

① 先にお示しした消費者安全調査委員会の示した事故の概要報告も含め、消費者庁が公表したすべての資料を

ご確認ください。資料は以下の消費者庁のURLからご確認いただけます。
https://www.caa.go.jp/policies/council/csic/report/report_024/
※消費者庁ホームページ→お知らせ
→2026／5月27日

② パーソナルトレーニング指導中に起こった事故に関する状況を把握する

ために、関係施設においてFIAが定める基準以上の事故が起こった場合、必ず報告をしていただくこととさせていただきます。

尚、本制度は、指導者個人の責任追及を目的とするものではなく、業界全体における事故予防および再発防止、安全指導水準向上のための情報共有を

目的としています。決して、該当する施設やトレーナー個人の業務に支障を来す様な情報の取り扱いをするものではありません。

FIA加盟施設においては、行政の要請に対して誠実に対応すること、そして『FIA加盟企業施設認証制』の基準設置の二点をもって国及び社会に対して安心・安全の差別化を徹底し、広く消費者に選ばれる施設を目指してまいります。

【FIAが求める事故報告の概要】

事故の定義

事故とは、パーソナルトレーニング指導または施設利用に関連して発生した利用者の身体的損傷、健康被害、または安全上問題となる事象を指す。よって、通常想定される生理的筋疲労や軽度の筋肉痛は除く。

事故報告は、「すべてを報告対象にする」と現場が機能不全になり、逆に“死亡”や“重症”といった重篤な事故だけに限定すると、業界としての再発防止データが蓄積されないと考えます。

したがって、実務上は“重篤度”と“再発防止上の重要性”の2軸で整理するのが現実的と考えます。

■FIA加盟企業施設認証制度の申請を

今回の消費者庁の公表においては、FIA加盟企業施設認証制度が事故再発防止に関係する制度として紹介されています。よって、消費者を含み広く社会に於いて本制度が認識されたこととなります。

今回の課題も含め、過去には消費者と

報告基準の設定について

●報告の是非の判断に関しては、「医療介入」及び「機能障害」で線引きをするものとする。基準の根拠は「社会的説明責任が発生する可能性があるか」に置かれます。

具体的には以下のいずれかに該当する場合は報告を必須とする。

① 報告の是非の判断に関しては、「医療介入」及び「機能障害」で線引きをするものとする。

基準の根拠は「社会的説明責任が発生する可能性があるか」に置かれます。

具体的には以下のいずれかに該当する場合は報告を必須とします。

㊦医療機関の受診が必須であった場合

①救急対応となった場合

㊦長期間（一カ月以上を目安）の運動停止が医師から指示された場合

㊦怪我の発生に於いて明らかな施設運営上の問題が疑われる場合。

（対象となるケース）

死亡／意識障害／骨折／脱臼／救急搬送／入院／神経障害／心停止・AEDを使用した案件／クライアントの身体レベルの許容を越えた高重量補助時の重大事故／

② ①に該当しない可逆的な案件については特に報告を求めるものではない。
理由）トレーニングの生理的反応範囲である場合等は事故概念と区別す

べしとします。

●別途報告書に関してはフォーマットを用意させていただきます。追って、メール配信並びにWEBサイトに掲載いたします。

③今後、指導者団体連絡協議会（構成：健康運動指導士会、JAF、JATI、NSCA JAPAN、AFAA JAPAN）より公開されるパーソナル指導における基準と、各社の基準（方針）を確認の上で突合することで見直しを図ってください。

※基準が公開され次第、メール配信並びにWEBサイトに掲載いたします。

④FIA加盟企業におけるパーソナル指導における標準化を目指してFIA加盟企業に於いてパーソナル指導を提供する場合、指導者においては以下の条件を満たすよう標準化を図ります。要件を満たすよう対応をお願いします。

【FIA加盟クラブにおいては…】

必ずトレーニング指導に関する専門性を身につけ、そのエビデンスとして何らかの関連資格を有する者が指導にあたるようにする、もしくは各社に於いてトレーナーの教育と指導技術の認定基準を内製化し、お客様に対してはその資格を事前に提示するようにする。

とで、一定の安全面での差別化は示せたと考えます。

まだ申請手続きを完了していない企業様は早急に申請手続きを行ってください。

【申請手続きはWEBサイトから】

<https://ninshou.fia.or.jp/>





SPORTEC2026のお知らせ

SPORTEC2026は7月8日(水)～7月10日(金)、東京ビッグサイト東展示場で開催されます。

<https://sports-st.com/>

今回、FIAはセミナー3講座を開催します。

※セミナー1(B-4)・2(B-5)は有料講座でFIA会員割引があります。

会員専用申し込みは、加盟企業窓口ご担当者へお送りしている「FIA専用申込書」をSPORTEC事務局あて送付いただくことで成立します。

	一般価格(円)	FIA会員価格
事前申込	4,000円	3,000円
当日	5,000円	4,000円

※セミナー3(E-17)は受講費無料ですが、申し込みが必要です。

SPORTECのセミナーサイトからも申し込みができます。

<https://sports-st.com/seminar/>

*FIAセミナー1(B-4) トップセミナー1 7月9日(木) 11:00-12:30

「フィットネス産業の業態と顧客ニーズ多様化の中での各社成長戦略をズバリ聞く」

【パネリスト】

笠原 盛泰氏 アイレックススポーツライフ(株) 代表取締役会長・FIA理事

黒田 雅実氏 スポーツクラブNAS(株) 代表取締役社長・FIA理事

古泉 有浩氏 (株)フジスポーツ&フィットネス 代表取締役社長

【ファシリテーター】

吉田 正昭 (一社)日本フィットネス産業協会 専務理事

*FIAセミナー2(B-5) 7月9日(木) 13:00-14:30

「WTP(支払意思額)と総合型クラブの提供価値の再定義」

【パネリスト】

妹尾 有信氏 (株)ティップネス フィットネス事業本部 副本部長

上柿 仁司氏 コナミスポーツ(株) 執行役員 施設事業本部 本部長

伊藤 裕久氏 ベストパートナー(株) 常務執行役員

【ファシリテーター】

松村 剛 (一社)日本フィットネス産業協会 事務局長

*FIAセミナー3(E-17) 7月10日(金) 15:30-16:30

「現場マネージャーに求められる企画・実行力を高める」

～良い企画も実行できなければ絵に描いた餅。

支配人・マネージャーとして、現場で実行するためのコツを知ろう～

【パネリスト】

野口 宏之氏 (株)ルネサンス 執行役員 第1営業部 部長

竹田 智史氏 スポーツクラブNAS(株) 店舗営業本部 部長

【ファシリテーター】

荻沢 靖彦 (一社)日本フィットネス産業協会 検定事務局 統括マネージャー

	ビブ-No	事前申込価格	当日会場申込価格
7月9日(木)	B-4	3,000円(税込)	4,000円(税込)
7月9日(木)	B-5	3,000円(税込)	4,000円(税込)

(1) 以下必要事項をお入力ください。

会社名	電話番号
記入者名	〒470-1111
参加者名	ご参加を希望されるセミナーコード欄に○印を入れてください。
	B-4 B-5

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10

上記参加費合計 () 円を () 月 () 日に
() 名義で () 銀行 () 支店
より振込み予定 ※お振込み手数料は、貴社にてご負担いただきますようお願い申し上げます。

(2) この参加申し込み用紙を以下にメール送信をお願いいたします。
E-mail: seminar@tso-int.co.jp

(3) すでに通常価格で申し込みをされている場合
すでに通常価格をお申し込みの方は、カード決済の取り消しを行います。
対象のセミナーのカード決済を取り消しますため、下記ご入力をお願いいたします。

参加者名	※上記参加者名をご記入ください	事務局記入欄

フィットネスクラブ マネジメントコーナー

FCMの詳細、
お試し問題等は
コチラ!



「FCM合格すると得する7つ」紹介シリーズ

3級インフォグラム

3級合格、7つのメリット！その5:上司、部下と協働する方法

【伝える・つなぐ】情報を共有し、連携ミスをゼロにする

正しい「報・連・相」で
情報を組織の力に変える



機器トラブルやクレームの予兆を
適切に共有し、現場の変化を
即座に伝える。

フロント

【支える】信頼を築き、働きやすい環境を自ら作る

「指示」の意図を汲取る＝「わからない点はお互いに質問できる関係を維持する」
「フォローシップ」の習得



上司の指示の背景を理解し先
回りして動くことで、チームか
ら頼られる存在へ。

スタジオ

ジム

役割を超えた連携で
「二度手間」をなくす



フロント・ジム・スタジオ間の
引き継ぎを円滑にし、「言った・
言わない」のミスを防ぐ。

FCM3級習得による「協働」の具体的メリット

項目	習得前の悩み	3級合格後の変化 (メリット)
業務負担	一人で抱え込み、 ミスで怒られる	チームの支えて 仕事が「ラク」になる
連携の質	部署間の引き継ぎ 漏れが発生	連携ミスが激減し、 タイパが最大化
職場環境	上司との関係に ストレスを感じる	信頼関係が築かれ、 働きやすさが向上



精神的負担の解消と
リーダー評価の獲得

良好なコミュニケーションが
ストレスを減らし、次期リーダー
候補としての評価に繋がる。

2級インフォグラム

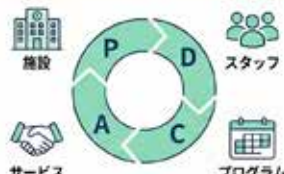
2級合格、7つの良いこと！「その5. 仕事の計画→分担→実行→評価に役立つ」 ～「自分が動く」スタッフから、「組織を動かす」マネージャーへ～

1. 【計画・分担】目標共有と役割の最適化



- 目標の可視化と適切な役割分担
スタッフの強みに応じて役割を配分し、チーム
が目指すべき方向を共有する。
- 「仕組み」でスタッフの意欲を引き出す
モチベーション管理と育成を計画に組み込み、
組織的な成長を促す。

2. 【実行】PDCAで店舗品質を磨き上げる



- 4要素に基づく運営基準の徹底
施設・スタッフ・プログラム・サービスの4要素
を標準化し、実行力を高める。
- 個人の頑強りに頼らない現場運営
PDCAサイクルを回し、常に安定したサービス
品質を維持する体制を作る。

3. 【評価・改善】成果を分析し次の成長へ



- 要因分析による再発防止と改善
クレームやミスを「店舗改善の種」と捉え、客
観的な評価を行う。
- 評価を次なる計画 (Plan) へ繋げる
実行結果を分析し、チーム成果を最大化するた
めのフィードバックを行う。

現場での変化	キャリアへの影響
業務効率：仕組み化によるタイパ向上	リーダーとしての評価UP
人材育成：指導の標準化	部門運営力の強化
成果創出：継続的な品質改善	マネージャーへの昇格

「(FCMテキスト)既に持っている」からこそ Vol.4が必要になる5つの理由 シリーズ

Vol.4 は、ビジネス環境の変化に対応し、VOL.3までにはない内容が記載されています。

4 法務コンプライアンス 2024~25年の法改正への対応(一部紹介)

フィットネス業務委託とフリーランス保護法(2024.11施行)(中級・インターミディエイト.P189)

フィットネスインストラクターの業務委託と「フリーランス保護法」のポイント

業務委託報酬の決まり方と査定

多様な報酬体系(基本・歩合・固定)

- キャリア・スキル(基本)
1時間あたりの単価
(個別設定)
- プログラム特性(固定)
一定の指導内容(一律)
- 集客(歩合)
最低保証額+歩合給(変動報酬)

集客充足率 スキルチェック



「労働者」と
判断されるリスク
指揮命令下にあると「偽装請負」とみなされ、罰則の対象となる
可能性があります。

フリーランス保護法による新たな義務(2024年11月施行)

- 取引条件の明示と
報酬支払期日の厳守
契約時に
条件を明示
原則60日以内に
報酬を支払う義務
- ハラスメント対策の体制整備
相談窓口の設置など、
フリーランスが安心して
働ける対応が求められます。

インストラクターの契約費設定の具体例

プログラム種別	報酬の性質	具体例
一般プログラム	個別設定	キャリアやスキルに応じた1時間あたりの単価
プレコリオ	固定費	指導内容が一定のため、担当者に関わらず一律
歩合制	変動報酬	最低保証額+集客に応じた歩合給

職場におけるLGBTQ/ハラスメント新指針(上級・アドバンスP164~)

職場を守るハラスメント対策ガイド:改正法とカスタマーハラスメントへの対応

改正労働施策総合推進法(パワハラ防止法)のポイントと、近年重要視されているカスタマーハラスメント(カスハラ)の判断基準・対策を簡潔に伝える。

法改正のポイントと「SOGIハラ」の明記



大企業は2020年、中小企業は2022年から
パワハラ防止措置が義務となりました。

SOGIハラ・アウトティングの禁止



性的指向・性自認への侮辱や、本人の許可
なく暴露する行為もパワハラに含まれます。

企業の防止措置義務



法に基づき、企業はハラスメント対策を
講じ、強化することが求められています。

カスタマーハラスメント(カスハラ)への対応

カスハラの定義



顧客の要求内容や手段が社会通念上不相当で、
労働者の就業環境が害されるものです。

事前準備と発生時対応の4項目



方針の
明確化
相談体制
の整備
対応手順
の策定
従業員
教育

判断の視点とポイント

判断の視点	判断のポイント
1. 要求内容の 妥当性	自社に過失があるか、 過度・不当な要求(送金・ 謝罪等)ではないか。
2. 手段・態様の 相当性	暴言、威圧的な言動、 長時間の拘束など、社会 通念を逸脱していないか。

悪質な場合は法的措置を検討



長時間の拘束(不退去罪)やSNSでの誹謗中傷
(名誉毀損)は、犯罪となる可能性があります。

一部紹介した内容の全てが、以下のテキストに記載されています。



購入はこちらから



公式テキスト



解答解説集

次の発行は2028年予定、
2025年～2027年は
この本！

試験勉強だけではなく、
日頃の仕事や
研修に使えます！

トピックス

SPORTEC2026にてFCMセミナーを以下の通り開催します。

7月10日（金）15:30～16:30

内容：お客様・スタッフと第一線で活躍する現場マネージャーには、効果的な施策を現場組織の力で実行し、成果を上げることが求められています。

それをどのように実現するか、について経験と実績のあるパネラーを迎えて事例から学び・ヒントを得ることで、これからの視界が開けるセミナーです。

予約受付中！

[E-17]

FCMセミナー：現場マネージャーに求められる企画・実行力を高める
～良い企画も実行できなければ絵に描いた餅。
支配人・マネージャーとして、現場で実行するためのコツを知ろう。

受講料（事前）：0円

受講料（当日）：0円

スピーカー



野口 宏之 氏

（株）ルネサンス 執行役員 第1営業部 部長



竹田 智史 氏

スポーツクラブNAS（株）店舗営業本部 部長



ファシリテーター：蒔沢 靖彦 氏

（一社）日本フィットネス産業協会 検定
事務局 統括マネージャー

第241回 FIA理事会報告

FIAは5月22日、第241回となる理事会を開催し、理事監事18名が出席した。

審議・決裁事項

議事1-1 会員入会の件

申請のあった正会員1件、賛助会員7件の入会及び退会3件につき審議を行い、いずれも異議なく承認された。

1. 入会

正会員

1. 会社名 株式会社 BORECA
所在地 東京都新宿区
資本金 1億円
施設数 2 (西武フィットネスクラブ)
※正会員西武レクリエーション(株) (2026年3月退会) より各施設運営を引き継いだ同グループ企業

賛助会員

1. 会社名 株式会社 Bloom AI
所在地 神奈川県藤沢市
資本金 200万円
営業内容 AIによるDX事業・AI溺水検知システム事業
2. 会社名 株式会社 シナネン
所在地 東京都品川区
資本金 100万円
営業内容 新電力供給、脱炭素推進
3. 会社名 ゲルプ・ジャパン 株式会社
所在地 神奈川県平塚市
資本金 1,000万円
営業内容 振動・地震対策、防振装置等
4. 会社名 株式会社 ランドサポート
所在地 東京都品川区
資本金 5,000万円
営業内容 商業施設全般の賃貸・仲介等コンサルタント
5. 会社名 トレンド・F株式会社
所在地 神奈川県川崎市
資本金 300万円
営業内容 フィットネス・ファッション領域のマーケティング、ブランディング等のコンサルティング。
6. 会社名 株式会社 wevna1
所在地 東京都渋谷区
資本金 1 億円
営業内容 フィットネス施設の見学獲得や会員エンゲージメント向上を支援するBXプラットフォーム事業。

2. 退会

正会員

1. 会社名 株式会社 西部ガス都市開発
所在地 福岡県福岡市
理 由 指定管理を外れ運営施設無し
施設数 2
入 会 2004年9月

賛助会員

1. 会社名 株式会社 ウェルビー
所在地 神奈川県横浜市
理 由 事業休止
入 会 2013年2月
2. 会社名 株式会社 ビックス
所在地 東京都渋谷区
理 由 総合判断（FIA発注業務終了）
入 会 2013年7月

議事1-2 後援名義使用許可申請の件

申請のあった2件の後援名義使用許可申請につき審議の結果、いずれも異議なく、許可することに決した。

1. 国際スポーツ&ウェルネスウィークエンド

企画主催運営 World Wellness Weekend

申 請 (株) クラブビジネスジャパン

共 催 (公社) 日本スポーツ・健康産業推進協会

催事名 国際スポーツ&ウェルネスウィークエンド

会 期 2026年9月18日（金）～20日（日）

会 場 全国700拠点（予定）及びオンライン

内 容 国際イベントにより、スポーツ&ウェルネスを通じた国際交流・協力と、スポーツ&ウェルネスによる地方創生・まちづくりを実現し、すべての日本国民が生涯を通してスポーツのある環境と活力ある健康な生活を支援できる社会づくりを目指す。

※例年承認催事。

2. 日本スポーツ産業学会

主 催 日本スポーツ産業学会

催事名 日本スポーツ産業学会第35回大会

会 期 2025年7月4日（土）～5日（日）

会 場 中京大学名古屋キャンパス

内 容 テーマ

「社会実装へ向かうスポーツ産業学」

スポーツ産業を多面的・学際的に研究し、産官学の共同によるスポーツの普及、振興を目的とした学会。例年後援。

議事1-3 役員選任の件

*総会議案である次期役員選任候補者について、前年度のFIA改革プロジェクトで検討を行った地域制の理事構成の考え方及び学識経験者・関連団体代表者を加えた体制とすることなどを確認、討議の上、理事18名、監事2名の候補者を以て総会に付議することとした。

議事1-4 牧原秀樹氏顧問契約の件

専務理事より、牧原秀樹元議員に当協会の顧問就任を依頼することにつき説明がなされた。同氏は現在議員ではないが、行政・政界ともに幅広い人脈をもち、スポーツ健康産業推進議員連盟元事務局長であり、当業界への熱い支援を従来同様表明されていることから顧問就任を打診したい。討議では、同氏が選挙に出た場合の当協会の中立性担保、政策提言に向けた具体的依頼事項を顧問契約にうたうことなどを検討事項として確認し、FIAの経済的負担を抑制することとして締結については了承された。

議事1-5 定時総会議案の件

事務局より総会議案書「事業報告書・決算書・事業計画書・予算計画書」について説明を行い、討議の結果原案通り総会へ付議することにつき決議した。

議案2 報告・協議・承認事項

事務局より事業分野の状況並びに今後の予定について説明を行い、必要事項は協議・決定した。

1. フィットネス体力テストについて

1. フィットネス体力テストシステム利用状況（5月11日現在）

傾向) システム利用者数累計19,954名。

年度があらたまり、全体的に体力テストの活用については停滞。

一方で、会員企業数社に於いては継続的な活用が進められている。

※従業員向けの体力測定3年目の実施中 ※2026年度 750名目標

※新規入会者への測定実施及び二回目以降の測定実施促進

※傘下各店の強みや特徴を生かした体力測定会を企画し、実施。

例) スタジオに強みを持っている店舗やパーソナルに力を入れている店舗などでの取り組み

①FIAカラダ年齢測定後、選べるレッスンの実施 「柔軟性を高めるヨガ」「全身持久力アップFIGHTDO」などのネーミングで測定結果から選んでいただくプログラム

②FIAカラダ年齢測定後、トレーナーによるカウンセリングとセミパーソナル

③敬老の日に65歳以上を対象に65歳以上の測定内容の実施

2. 東京都との2026年度取り組みについて

東京都民の運動実践の機会提供及び、都民の体力状況のデータ蓄積と分析を目的としてフィットネス体力テストを昨年度よりも規模を拡大して実施することが確定。FIAとして実施サポートを行うことで合意形成が完了した。

①都内企業の従業員向け測定会の実施	
企業数	20社(内9社は昨年度から引き続きの実施)
一社当たり実施規模	1日/100人
実施予定数	2,000名
②ねりんピック機運醸成イベントに於ける測定会の実施	
イベント回数	2回
1回あたりの実施規模	1日×100名
参加予定者数	200名 ※増える見込みあり
③区市町村向け測定会実施	
参加自治体数(予定)	10区市
1件当たりの実施規模	1日×100名
参加予定者数	1,000名
合計参加予定者数	3,200名

(3) 【企業健保体力テスト実施に関する進捗】

現在、以下の企業健保組合と商談中

- ・富士通健康保険組合 ・東京電力健康保険組合 ・荏原健康保険組合
- ・オートバックス健康保険組合 ・首都高速道路健康保険組合
- ・エムケー精工健康保険組合 ・オエノンホールディングス（株）
- ・三越伊勢丹健康保険組合

(4) 【日本テニス事業協会（JTIA）様との取り組み】

同協会加盟のテニスクラブに於けるフィットネス体力テストの活用が4月1日より一年間、時限的に開始されることとなった。

- ◆JTIA狙い：データ収集：同協会加盟テニスクラブに於ける体力テストの実施によって蓄積されるデータ分析によって、テニス実施者の体力の優位性を定量的に可視化し、加盟企業に共有。テニス参加人口拡大に活用。加盟クラブに於いても会員継続、新規入会獲得のツールとして活用。

(5) 【チケット制での各クラブに於ける測定実施の促進】

健保連の体験・説明会への参加を経た企業健保での体力テスト活用の要望が徐々に増える中、特に全国に事業所を持つ企業健保からは、企業が発行したチケットをもって被保険者が直接近隣のクラブに赴いて体力テストとアドバイスを受ける“チケット制”の併用を希望する声が大きくなっている。

今後、このチケット制が円滑に稼働する状況を早急に実現することで、企業健保に於ける体力テストの活用は大きく促進され、加盟企業の収益事業の拡大にも寄与することとなる。

(6) 【システム利用のみの活用促進】

体力テストの実施を内製化できる人材や施設を有する当協会加盟企業外の企業健保、さらには自治体等からの体力テストシステム活用の要望が寄せられている。

FIA加盟企業のビジネスチャンス、会員特典を毀損しない一定の条件を設けた上で、こうした要請を許容することで、データ蓄積が加速し、結果としてサービスの価値向上を見込めるため、体・企業への提供体制への対応について具体的なスキームを構築中。

（条件の考え方）

- ✓ フィットネス事業をしていない企業であること
 - ※フィットネス事業者は正会員になることが利用条件
- ✓ これまでに継続的に体力測定の実施経験があること
- ✓ 自社の社員ならびに自治体内の居住または勤務者のみを対象とすること
- ✓ FIA規定の研修の受講と認定試験にクリアした指導員が測定サポートを行うこと

（ルールのポイント）

- ・商用利用されるリスクを排除
- ・全国カラダ年齢測定のブランディング・信用を毀損するリスクを排除

討議ののち、体力テスト本来の加盟クラブでの実施と加盟クラブによる出張測定をメインとした上で、チケット制とシステム利用のみの活用促進の導入を進める方向で了承が得られた。

2. FIAマスタースイミング選手権大会について

(1) 秋季関西大会 （報告）

9月26日（土）滋賀県草津市の「インフロニア草津アクアティクスセンター」にて開催することとした。4月7日第一回実行委員会を開催し、6月1日募集要項公開、エントリー期間を7月1日―8月16日とした。滋賀県水泳連盟共催の枠組みとなっている。

また、前回の理事会に於いて、今回の関西大会の実施結果をもって、今後の関西大会継続の是非を判断すると合意されており、正しい判断を下せるよう、加盟企業各社には本大会への積極的な理解と送客の協力を求めるよう働きかける。

(2) 春季関東大会 （報告）

・来年（2027年3月）は3月21日（日）・22日（月・祝）2日間で開催。

・課題事項

- ①実行委員企業チーム・ビジターチームに参加数が偏る傾向もあり、正会員各社に対する働き掛けを要することを確認した。
- ②実行委員・競技役員手当の改善を求める意見を頂いている。

3. SPORTECセミナー提供他について

SPORTECは7月8日（水）～10日（金）東京ビッグサイト東展示棟にて開催。

①FIAより以下のセミナーを企画提供する。

1. *FIA Topセミナー 7月9日（木）11:00-12:30

フィットネス産業の業態と顧客ニーズ多様化の中での各社成長戦略をズバリ聞く

笠原盛泰・黒田雅実・古泉有浩3氏 吉田正昭

2. *FIAセミナー 7月9日（木）13:00-14:30

「WTP（支払意思額）と総合型クラブの提供価値の再定義」

妹尾有信・上柿仁司・伊藤裕久3氏 松村剛

3. *FIAセミナー 7月10日（金）15:30-16:30

「現場マネージャーに求められる企画・実行力を高める」

野口宏之・竹田智史2氏 蕨沢靖彦

②展示会広報の協力

③FIA情報提供ブースの出展

4. こども性暴力防止法マスコットマーク(こまもろう)及び日本版DBS対応の件

本年12月25日の制度開始を前に2月より日本版DBS制度と認定事業者となるための要件・手続きについての説明会も開始されている。認定申請実施の有無は企業判断であるが、任意とはいえ制度対象業種例として当業種も明示されており社会的要請の側面も否めない。FIAの見解を検討した。

見解案：

「FIAは、フィットネスクラブ・スポーツクラブを運営する加盟企業が、子供への継続的指導を扱う事業者として、こども性暴力防止法及び日本版DBS制度に伴う認定企業となることを推奨しています。」

こども性暴力防止法施行ガイドライン（340ページ）

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/80127231-8582-476e-a6e7-9347e725ed96/bdd8728a/20260109_policies_child-safety_efforts_koseibouhou_24.pdf

討議において提示された事項

*FIAの立ち位置としては推奨で良い。

*地元自治体の事業を受けているケースでは認定を受けることについて問い合わせも入っているなど、該当する事業を行っている事業者としては必須に近い。

*中小企業等では認定要件充足の経営的負担は大きい。

見解案公表について討議ののち原案通り了承された。

5. 学校施設等を活用した生涯スポーツ推進のための先進モデル構築事業(スポーツ庁)について

令和8年度スポーツ庁予算計画中の表記モデル事業の受け皿となれるよう準備中。

入札資格は取得した。

6. 消費者庁事故調査委員会との協議について

消費者庁事故調査委員会による、パーソナルジムにおいて発生する障害事故の件数・内容などに関する調査について、状況報告及び再発防止対策に関する一般公表に向けた最終調整が進行中。

最終の消費者安全調査委員会の実施を経て、5月27日(水)予定の会見をもって公開される予定。

◆想定される今後の流れ

・本件が経産大臣への意見具申が含まれていることもあり、経産省としても主体的に事故防止の取り組み強化の注意喚起をFIAを通して加盟企業に向けて発信する予定。

・別途、指導者団体協議会（JATI,JAJA,NSCA JAPAN,健康運動指導士会）からの指針がまとまった段階で会員向けに共有し、指針と各社のパーソナル指導サービス提供の既存の仕組みと照らして、適切な対応を図るよう促す。

討議において提示された事項

*手塚副会長より4月6日付日経新聞記事（上記テーマ報道）に触れて、米国ではパーソナルトレーナーがAIに置き換わっている例も見られ、当業界もこういった面も視野に入れるべきとの情報共有があった。

7. メガロス武蔵小金井店にて昨年発生した水難事故の調査報告がリリースされたことを受けたFIAとしての対応に関して

事務局より、既に野村不動産ライフ&スポーツより報告開示されている事故報告を受けてFIAとして事故再発防止に向け加盟各社に対して以下のように対応することとする旨説明があり、協議の結果了承された。

（対応）

該当報告書の確認を行い・自社（加盟各社）の安全取り組み事項（安全マニュアル含む）の精査を行う事とし、完了報告を加盟各社より受領し安全の徹底を図ることとする。

1.加盟各社に開示報告書の確認を要請→完了・未完了の把握する。

2.各社における安全対応（基準書等）との対比を行いより安全が担保できる体制の構築を図る。

（自社安全基準書確認の完了報告）

以上の2点の完了報告書（完了 代表者名で）を受領し保管する

2.検定事業

1. 技能検定委員は、事業計画通り13名選任（更新含む）し、合計48名の体制となった。
2. 受検者市場拡大のために、通信教育事業者と連携して、FCM3級を健康・運動に関する入門、基礎講座、FCM2級は国の教育給付金対象講座として開設する準備を開始した。
3. FIA正会員企業で2025年度FCM未受検企業へ、アンケートを実施し、その阻害要因について対策を実施し、併せてCBT方式試験、国の教育訓練事業者補助金活用等の認知促進を行う。
4. JATIとの共同事業として、Wライセンス（FCM+JATI-ATI）促進のためJATI養成校・認定機関239及び協力企業56合計295へ2026年ポスター送付。Wライセンス特別奨学生50名募集実施。

Health & Fitness Association グローバルレポート

ここに紹介するトピックスは、
HFAとFIAの提携によりHFAがリリースしたレポートの一部を要約して紹介する、
海外フィットネス関連情報です！

ウェルネスとリカバリーのメリット 前編

2つの異なる施設が、ホリスティックヘルスサービスで付加価値を高めています。

「いつか」ではなく「必ず」です。

大型ジムから高級ブランドまで、あらゆるタイプのフィットネス施設が、
ウェルネスとリカバリーサービスが不可欠であることを認識しています。

シカゴで創業146年の伝説的な高級施設であろうと、アメリカ南部にある総合スポーツトレーニング施設、
ファミリーフィットネス、武道施設であろうとその状況は変わりません。

シカゴのユニオンリーグと

アーカンソー州フォートスミスのリバーバレーフィットネス&トレーニングセンターもその例です。

2号にわたって両施設がどのようにウェルネスとリカバリーのメリットを自社施設にもたらしめているかをご紹介します。

“創業146年のユニオンリーグ・オブ・シカゴは、貴重な美術品、高級宿泊施設、
そして成長を続けるフィットネス&リカバリーセンターを提供しています。”

シカゴの エリート社交クラブが ウェルネスハブへと 変貌を遂げた経緯

長年にわたり、その名声を築き上げてきた施設があります。シカゴ・ユニオン・リーグ・クラブ（ULCC）は、約150年の歴史を経て、全米屈指の名門クラブとしての地位を確立しました。シカゴのサウスループ地区に位置するULCCは、プラチナ・クラブ・オブ・アメリカから5つ星の評価を受けた、

中西部で唯一のクラブという栄誉を誇ります。

1879年に設立されたULCCは、シカゴの歴史において長きにわたり高い地位を占めてきました。

社交クラブとしての側面と市民団体としての側面を併せ持つこのエリートクラブには、163室の客室を備えた高級ホテル、3つのレストラン、そして3万平方フィートを超える会議スペースがあり、シカゴのビジネス、法律、慈善活動など、あらゆる分野の専門家が集まります。クラブが所蔵するプラ

イベート・アート・コレクションは、中西部最大級の規模を誇り、「シカゴのもう一つの美術館」とも称されています。これは、世界有数の美術館として名高いシカゴ美術館に匹敵するものです。

146年の歴史を経て、ULCCは創設者たちが想像もしなかったであろう姿へと変貌を遂げつつあります。

それは、本格的なウェルネス・デスティネーション（ウェルネスの目的地）としての地位です。クラブはここ数年、6階建てのフィットネスセンターに戦

略的な投資を行い、筋力トレーニングエリアの拡張、充実したウェルネススイートの構築、そして多くのプライベートクラブが現在提供しているものをはるかに凌駕するリカバリー（回復）と長寿プログラムの基盤作りを進めてきました。

この変革を牽引しているのは、クラブのフィットネス&ウェルネスディレクター、ジョシュ・ヴロンドラン氏です。ヴロンドラン氏は、22歳で最初のジムを開業し、全米各地の商業クラブでコンサルタントを務め、最終的にシカゴに定住するなど、様々な経歴を経てULCCに入社しました。ヘッドハンターからULCCの求人について連絡を受けた時、彼はクラブのことを全く知りませんでした。

「シカゴにいた友人に電話したんです」とヴロンドラン氏は当時を振り返ります。「彼はすぐに真剣に考えてくれました」

ヴロンドラン氏は面接を受け、以来6年半にわたりULCCで勤務しています。この間、フィットネスセンターは、ほとんど変化のない従来の施設から、クラブで最も積極的に進化を遂げている施設のひとつへと変貌を遂げました。「かつて会員の皆様はマッサージを贅沢品と考えていました。しかし今では、マッサージをリカバリー、つまり実際に身体を癒すものとして活用しています。収容人数は2倍以上に増えました」（ジョシュ・ヴロンドラン氏）

会員の現代の 「トレーニングスタイル」に 合わせたフロア設計

改修工事が始まった当初、フィット

ネスセンターで最も広いフロアは有酸素運動器具で占められており、クラブジムの旧来のレイアウトを反映していました。しかし、これはもはや会員の皆様が求めるトレーニングスタイルとはかけ離れています。

フィットネス業界では筋力トレーニングが主流となり、業界全体でフリーウェイトやファンクショナルトレーニングのエリアが拡大する一方で、有酸素運動エリアは縮小しています。ULCCの改修工事はこの変化を直接的に反映し、有酸素運動エリアのスペースを筋力トレーニング器具と多目的に利用できるフレキシブルなゾーンに再配分しました。

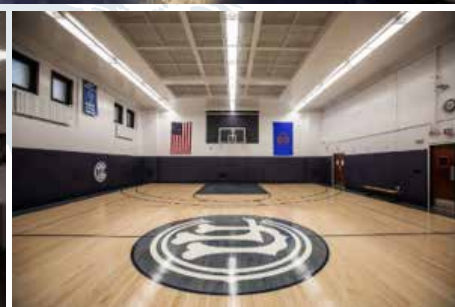
ウェイトルームは現在、25～30人が快適に利用できるスペースとなっています。会員の皆様に客観的な測定体験を提供するために、InBody体組成

計が導入されました。また、クラブ会員のあらゆるニーズに対応できるよう、プログラムも多様化されました。

「ここは伝統的な場所で、長い歴史があります」とヴロンドラン氏は語ります。

「しかし、商業的な側面では時代遅れになっていました。一番広いスペースには、有酸素運動器具ばかりが並んでいたのです」

その結果、ホテルのジムというよりは、現代的なパフォーマンスセンターのような施設が誕生しました。まさにそれが狙いです。このクラブは、ブティックスタジオや大型ジムと競合しているわけではありません。しかし、会員は他のジムと同等のクオリティを期待しており、改装されたフロアはその期待に応えています。



空っぽのクローゼットから ウェルネススイートへ

最も劇的な変化は、ウェルネス部門で起こったと言えるでしょう。ヴロンドラン氏が着任した当時、クラブのマッサージプログラムは、彼が「空っぽのクローゼット」と表現するような、間に合わせのスペースで運営されていました。現在、ULCCはマッサージセラピー、エステティックサービス、ネイルテクニシャンを備えた本格的なウェルネススイートを運営しており、将来的には5名以上のマッサージセラピストが1日あたり6～7名の顧客を担当する体制を整えています。

この実現には、段階的な取り組みが必要でした。まず、ホテルの客室を施術スペースに改装し、クラブが全面改装に着手する前に、会員のニーズを実証しました。

「ホテルの客室をマッサージスペースに改装することで、それが正しいアイデアであることを証明しました」とヴロンドラン氏は語ります。

「その後、実際に改装が行われ、現在の姿になったのです」

理学療法士がスタッフとして加わり、マッサージセラピストによる専用のストレッチセッションも実施されています。こうした取り組みの積み重ねにより、会員のウェルネスサービスに対する認識が大きく変化しました。かつては特別な贅沢と見なされていたマッサージが、今やリカバリーツールとして活用されています。

「以前は会員の皆様にとってマッサージは贅沢品でした。しかし今では、マ

ッサージをリカバリー、つまり実際に身体を癒すものとして利用していただいています」とヴロンドラン氏は語ります。

「おかげさまで、会員数は2倍以上に増えました」

まさに絶好のタイミングです。リカバリーはフィットネス業界で最も注目されている分野の一つとなっています。アメリカスポーツ医学会は、2026年の主要トレンドの一つとしてリカバリーを挙げています。ULCCのリカバリーへのアプローチが他と異なる点は、プレミアムな追加サービスとして位置づけるのではなく、会員の皆様が既に

クラブを利用している方法に自然に溶け込んでいることです。

4世代にわたるプログラム

ULCCは一般的なフィットネス施設とは異なり、そのプログラムも一般的なものになろうとはしていません。会員は4世代にわたり、80種類以上の職業に就いています。これは、他の多くのクラブ運営者にはない、課題であると同時にチャンスでもあります。

フィットネスカレンダーはその多様性を反映しています。歴史あるボールルームにはピクセルボールコートが設



置され、頭上にはシャンデリアが輝き、壁には油絵が飾られ、コートサイドではシャンパンが振る舞われます。屋内トライアスロンでは、トレッドミル、プール、バイクがコースを駆け抜けます。

その他にも、初心者向けバレエ、ボクシングレッスン、クラフトビールの試飲会などが開催されます。ダブルスハンドボルトーナメントは、経験者と初心者を混合することで、このスポーツへの参加者を増やすように企画されました。

こうした多様性は単なる娯楽ではありません。会員の定着率を高める効果もあります。複数のアクティビティ、フィットネスクラス、リハビリテーションサービス、ソーシャルプログラムに参加する会員は、クラブ全体への関与の度合いが高くなります。そしてULCCには、多くの運営者が築こうと努力するしかないもの、つまり、既にお互いを知り、信頼し合っている会員関係があります。

「会員が普段ならやらないようなことにも積極的に挑戦する理由は、クラブで既に一緒に時間を過ごしている人々に囲まれているからです」とヴロンドラン氏は言います。「まるで大学のキャンパスのようです」

こうしたコミュニティ意識は偶然の産物ではありません。戦略的なものです。ULCCでは、フィットネスセンターが設立される約100年前からコミュニティが存在しています。ウェルネスへの投資は、コミュニティの人々がジムに足を運ぶ理由を増やすための投資でもあります。

次のステップ: ウェルネスを システムとして構築する

現在の改修は、ゴールではなく、基礎を築くためのものです。ULCCは、赤色光療法や赤外線療法の導入について積極的に検討を進めています。シカゴ地域の病院に所属する栄養士への働きかけも開始しており、栄養指導やリハビリテーションサービスをクラブのサービスに統合することを目指しています。呼吸療法士やその他のウェルネス専門家の導入も検討中です。

ヴロンドラン氏が描くビジョンは、現在ジムで提供されているどのサービスよりもさらに統合的なものです。高齢になってもアクティブで活動的な生活を送りたい会員がジムに来店すると、パーソナルトレーナー、理学療法士、マッサージセラピストが連携して目標

達成に向けてサポートしてくれるプログラムです。

「もしあなたがクラブに来て、『80代になっても元気に動きたい。孫を抱き上げたい』と言ったらどうなるか想像してみてください」とヴロンドラン氏は言います。

「ここに来て、担当者と面談すると、『こちらがあなたのパーソナルトレーナーです。可動域に問題が見つかった場合は、こちらが理学療法士です。回復のためのマッサージセラピストはこちらです』と紹介される。ウェルネスを知り尽くした専門家たちが、あなたのために協力してくれる。私にとって、それは素晴らしいことです」

このモデルは、このクラブにまさにうってつけです。ULCCには既に、スタッフ、スペース、会員からの信頼、そして組織としての信頼性があり、連携のとれたウェルネスプログラムを無理強いではなく、自然な形で提供できる体制が整っています。目指しているのは、新しいアメニティではありません。プライベートクラブが会員の健康のために何ができるかという、新たな考え方なのです。

146年もの歴史を築き上げてきたクラブにとって、これは決して小さな挑戦ではありません。



業界関連ニュースをイッキ読み!

(2026年5月の報道記事より)

「イヤホン難聴」、厚労省主導で調査 予防へ実態把握

厚生労働省はイヤホンを長時間・大音量で使うことで耳が聞こえづらくなる「イヤホン難聴」についての調査を年内には始める。

イヤホンやヘッドホンの種類、使用頻度と難聴の関連等を分析し、早期発見につながる予兆や個人でできる対策などをまとめ、周知・啓発に反映する。

イヤホン難聴＝「音響性難聴」は電子機器の普及に伴い問題視されていたが、少しずつ進行するため初期は症状に気づくのが難しい。

日本では患者数などの実態把握には至っていなかったが、WHOは2022年、世界で10億人超の若者に難聴のリスクがあり、長時間にわたって繰り返し大音量の音を聞くことが「不可逆的な難聴」につながる恐れがあると警告する。

WHOは地下鉄の車内の騒音に相当する80デシベル以下の音量で音楽を聴くことを推奨しており、一般的には75～105デシベルの音量で聴く人が多いとみられる。

厚労省はイヤホン難聴を防ぐためには音量を小さくし、長時間連続で使わずに定期的に耳を休ませるといった対策が有効としている。

(2026年5月6日／日本経済新聞)

衝撃に強い防災用メガネ

眼鏡の企画、製造を手掛けるサンリーブ(福井県鯖江市)は災害時に備える近視対応の防災用メガネを開発した。フレームに弾力性のある樹脂素材を使うことで耐久性を高めた。強度の近視に対応して度数も幅広く設定している。

大地震などによる緊急避難時には、探す時間がないといった事情で手元にメガネがなくなるケースが想定される。視力が矯正されない状態での行動はけがのリスクを高める。同社の防災用メガネは「非常時に確実に視界を確保する」がコンセプトだ。

フレームはしなやかに曲がり、衝撃に強い。レンズも軽

量なプラスチック製で壊れにくくした。価格は1本3300円。

(2026年5月16日／日本経済新聞)

医療・運動分野にデジタル人材 順天堂大学 健康データサイエンス学部

順天堂大学は2023年、初の工学系学部として健康データサイエンス学部を開設した。医療やスポーツ、健康といった分野で、人工知能(AI)やデータサイエンスを駆使して活躍できる人材の輩出をめざし、27年3月に初めて卒業生を送り出す。

健康・医療などの分野では、診療記録やレントゲン画像、アスリートの体力データなど多彩な情報が日々蓄積される一方、用語が難しかったり、高度な知識が必要だったりして、デジタル技術と組み合わせる自在に扱える人材は限られている。

同学部は、そのような人材を育成する。学生は医療などの知識とプログラミングや統計学といったデータサイエンスの基礎を横断的に学び、既存の医学部やスポーツ健康科学部などで蓄えてきたデータを生かすことができるのが強み。

医療などの分野に関するデータサイエンスが秘める可能性は大きい。

「データサイエンスは手段。人の役に立ってなんぼのもの」と同学部教授は語る。

データサイエンスを社会に役立てるためには、こういうものがあったら便利なのに、楽しいのにとという着想が重要だ。

(2026年5月20日／日本経済新聞)

国スポ「負担軽減を」8割 財政支出・施設整備が重荷 全国首長調査 持ち回り 見直しの声も

日本経済新聞社が全国862自治体の知事・市長・東京23区長を対象に行ったアンケート調査。各都道府県での「国

業界関連ニュースをイッキ読み!

民スポーツ大会」(国スポ、旧国民体育大会)のあり方について聞いたところ、回答した717自治体のうち83.1%が「自治体の負担軽減につながる改善をしながら開催すべきだ」と最多だった。「これまで通りの規模や内容で開催すべきだ」との意見は3.5%にとどまった。

「改善をしながら開催すべき」の自治体に改善すべき理由を1つ選んでもらったところ、最多は「財政支出」で45.6%が回答した。「競技施設などの整備」(27%)、「自治体からの担当職員の配置」(22.1%)を挙げた自治体も多かった。

「これまで通りの規模や内容で開催すべき」の自治体にも開催すべき理由を1つ選んでもらったところ、最多は「トップレベルの競技を見ることで人々の生き方と、地域社会を豊かにする」で48%を占めた。「大会開催の活動が地域の人間関係作りや地域活性化に役立つ」(28%)、「地域の競技力向上に役立つ」(24%)が続いた。

「廃止すべきだ」と回答した6自治体に国スポを推進する上で負担が大きいと感じている事柄を1つあげてもらったところ、「将来の施設管理費も含む財政負担」と「配置する職員の負担や住民・事業所などへの参加や協力要請」がそれぞれ50%(3自治体)ずつを占めた。

改善策については多くの自治体から意見が寄せられた。

- ★水戸市:「開催時期及び開催期間を柔軟に設定し競技会を分散化(通年開催化)」する。
 - ★千葉県:「自治体の負担、各スポーツの普及を考慮しつつ、『競技ごとに開催地を固定』で検討」すべき。
 - ★富山県:「国民スポーツ大会は、その効果だけでなく財政的、人的負担も大きいことからそれらを総合的に勘案し、開催を希望する自治体が行うべきと考える」。
 - ★静岡県:「ブロック大会についても熱中症や高校総体等の日程を考慮し、廃止を含めた検討が必要」「冬季大会は開催地負担軽減のため、隔年開催等の検討が必要」。
- 国民体育大会の時代から、男女総合成績1位が優勝となった都道府県に天皇杯が授与され、開催都道府県が獲得するケースが多い。

これについても「総合成績については、天皇杯・皇后杯の獲得をめざすため県外選手を短期間所属させる状況があることから、要否を含めた議論が必要である。例えば総合成績は廃止し、競技別優勝数が一番多い都道府県に天皇杯・皇后杯を授与するなどを検討すべきである」(三重県)との意見が出た。

自治体による大会運営にも「専門機関を作り、直営で運営してほしい」(東京都武蔵野市)や「自治体職員を前提としない運営」(北海道苫小牧市)、「主催団体の法人化または開催事業委託」(愛知県東海市)といった指摘が基礎自治体から多く寄せられた。

(2026年5月23日／日本経済新聞)

<新トップ>

SDエンターテイメント 塩田 徹氏

塩田 徹氏(しおた・てつ)97年(平9年)早大商卒、大林組入社。24年RIZAPグループ専務、26年4月MRKホールディングス会長。兵庫県出身。52歳。(6月25日社長就任。高橋誠社長は退任)

(2026年5月26日／日本経済新聞)

スポーツ指導、性暴力防ぐ 組織で教え子守る「セーフガーディング」 行動規範の裾野、どう拡大

指導をする側と受ける側で関係が不均衡なりがちなスポーツの世界で、性暴力や体罰など、子どもに「起こり得る」被害から組織で守る「セーフガーディング」の仕組みづくりが広がるが小規模なクラブなどでの導入は課題の一つ。「ヒヤリ・ハットのうちに気付いて改善していくことが重要」。地域スポーツクラブ関係者向けの研修で元なでしこリーグサッカー選手井上さん(34)が説明するのは、暴力や虐待から子どもを守るため、組織が責任を持って取り組むセーフガーディングの考え方。

セーフガーディングは10年ほど前に海外スポーツ界で広まり、国内では日本サッカー協会(JFA)が指導者ライセンス取得時のカリキュラムに採用したが他競技では導入が進んでいない。

研修では、参加者を大人と子どもの立場に分け、なぜ被害が明るみに出ないのか考えさせた。子ども側の「告発すると、さらに不利益を受けるのではと思ってしまう」といった意見に「子どもは(被害を)信じてもらえないかもしれないなどと思い、言い出すことが難しい状況に置かれている」との解説があった。

井上さんは指導者が相手を支配する状況になりやすく、

業界関連ニュースをイッキ読み!

暴力が正当化される実態があると指摘。リスクを前提に「不適切な身体接触はしない」といった行動規範を組織でつくり、担当者や相談窓口を置くよう求める。

(2026年5月27日／日本経済新聞)

東急系、映画館でスマホ封印の企画 若者のSNS疲れ癒やす

映画鑑賞中にスマートフォンを入れる封筒を用意。東急レクリエーション(東京・渋谷)は、映画館でスマートフォンから離れて過ごす「デジタルデトックス」を応援するイベントを初開催すると発表した。学生向けに映画館をデジタルデトックスの場として打ち出す。

(2026年5月29日／日本経済新聞)

中小企業のサイバー被害、初動支援 ALSOKが24時間体制

ALSOKはセキュリティ対策の体制を整えることが難しい中小企業を主な対象に、サイバー被害対応を支援するサービスを始める。サイバー攻撃や情報漏洩などが発生した際に24時間365日体制で相談窓口となる。被害発生時の

対応手順書の作成も支援する。

被害発生時の初動対応を行い、状況に応じてALSOKが提携している専門会社などに取り次ぐ。国が定めた共通基準でサイバー対策を評価する「セキュリティ評価制度」が2026年度末に始まる予定で、企業はセキュリティ対策への対応方法を文書化することなどが求められる。社内外への連絡ルートの明確化も必要となっており、ALSOKが支援する。

セキュリティ対策が脆弱な中小企業は標的になりやすく、取引先にとってもリスクとなるためサプライチェーン(供給網)全体での対策強化が求められている。

(2026年5月29日／日本経済新聞)

デジタルデトックスできる宿 スマホしまって温泉や景色楽しむ

電波の圏外である環境活用やコンセントの無い部屋づくりなどにより、スマートフォンやパソコンからあえて距離を取り、心身ともにリフレッシュする「デジタルデトックス」を売りにするリゾート施設に人気が出てきている。

(2026年5月30日／日本経済新聞)

スポーツ庁「Sport in Life プロジェクト」からのお知らせ

地域クラブとその役員・指導者向け『地域クラブ賠償責任補償制度』の創設について

(公財)日本レクリエーション協会は、任意団体も加入可能な「地域クラブ活動事業者賠償責任補償制度」を開始しました。

■制度創設の背景

令和8年度より、中学校部活動の地域クラブへの移行が本格化します。

これまで学校で実施されてきた部活動は、傷病を「スポーツ振興センター」で、損害賠償を「国家賠償」で補償してきましたが、それらに代わる補償を地域クラブが自ら手配し万が一に備える必要があります。ところが、民間の「損害賠償責任保険」には、保護者会やスポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブの一部など法人格のない任意団体については、契約主体となることが難しい場合があります。

そこで、日本レクリエーション協会では、AIG損保と検討・協議を重ね、この令和8年度に合わせて任意団体も加入可能な「地域クラブ活動事業者賠償責任補償制度」を創設しました。

本制度により、地域クラブおよびその役員・指導者が、安心して活動に取り組める環境整備に寄与することを目指しています。詳細は以下のURLからご覧ください。

<https://recreation.or.jp/bu-hoken/>

(参考)

「地域クラブ活動事業者賠償責任補償制度」は、スポーツ庁の「運動・スポーツにおける安全対策の評価・改善のためのガイドライン」(https://www.mext.go.jp/sports/content/20270209-spt_kensport01-300000789_9.pdf)にも掲載されています。

公益財団法人日本レクリエーション協会

<https://recreation.or.jp/>

「地域クラブ活動事業者賠償責任補償制度」

<https://recreation.or.jp/bu-hoken/>

●問い合わせ先

(公財)日本レクリエーション協会: ikusei@recreation.or.jp

(保険取扱い) マーブル株式会社: <https://x.gd/f92yC>